

『女性のための全国一斉集中労働相談ホットライン』事前学習会

日時：4月17日（火）13：30～15：00

場所：中央大学駿河台会館

連合は6月を「男女平等月間」と設定し時々の課題をテーマに取り組み運動を展開しています。

そのひとつに女性による労働相談対応の活動が行われる為、事前学集会という事で参加致しました。

石黒生子 非正規労働センター総合局長より労働相談ホットラインの趣旨・目的や心得などのお話の中で、相談者からの話しに耳を傾けて、よく聴くという事と、一人で判断せずにプロの相談員に相談しながら取り組んで欲しいとの説明がありました。

続いて、新村響子弁護士より「働く女性の労働問題について」と言うテーマで講演が行われました。

ハラスメントの項目の中でよくある相談として、「パワーハラスメント」についての内容に一番時間を費やされました。

パワーハラスメントとは、定義や事業主の措置義務等を定めた法律は存在しない。

必ずしも上司から部下に行われるものに限らず、先輩、後輩間や同僚間、更には部下から上司に対する行為など、職場における様々な優位性を背景に行われるものが含まれるそうです。

パワハラは6つの項目。①身体的攻撃、②精神的攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求、⑥個の侵害の6つ、行為類型として、なにがパワハラにあたるかが、項目毎に分かれているそうです。

しかし、パワハラには法律が無い為、裁判例を参考にしつつ相談に乗る事、違法かどうか事例などを基に学んで欲しいと話されました。

労働相談をされる方は言葉、時間、回数、場所など、証拠づくり、メモや日記・健康被害などまとめておく事が重要だという事を話されていました。

1時間半という短い時間での研修でしたが、最後に閉会のあいさつで連合総合男女・雇用平等局長の井上久美枝氏より、私たちは弁護士では無い。労働環境を良くする事がキーワードで、電話を下さった方に寄り添う対応が目的です。特に法律の話をする方のケースは、アドバイザーの方と連携して対応して下さいと、学習会を締められました。

昨年も労働相談ホットラインに参加しましたが、相談者の話に同調するだけで、何のアドバイスも出来ず、結果アドバイザーの方に電話を換わって頂くという、状態が続いてしまいました。

昨年よりは、もう少し踏み込んで話を聴き出したり、電話を下さった相談者の方の気持ちを少しでも汲み取る事が出来るよう又、アドバイスも出来るよう準備をしていきたいと

思います。

『地方連合会女性会議』

日時：2018年4月17日（火）15：30～17：00

場所：中央大学駿河台記念館 370 号室

同日、地方連合会女性会議が開催されました。

開会挨拶 井上久美枝 総合男女・雇用平等局長より、2018 春季生活改善では男女の賃金格差の是正要求をされた所が増えてきたと、春季生活改善での総評があった。

今後の各党の働き方改革法案についての対応については、それぞれメリットがあるので・・・と法案をボールに例え、1 球ではなく 2 球あっても良いのでは無いかと、今後の対応については考えて行くと話された。

連合本部報告として黒田男女平等局長より

- (1) 男女平等関連政策の動向について
- (2) ILOの条約採択に向けて「仕事の世界における暴力とハラスメント」
- (3) 2018 年度連合「男女平等月間」(6 月) の取り組みについて
- (4) 「連合第 4 次男女平等参画推進計画」における第 2 期モデル組織について
- (5) 「女性の労働組合活動への参画に関する調査報告書」
- (6) 連合総合男女・雇用平等局 2017 年 10 月以降の主な取り組み。

以上 7 項目について活動報告があった。

事例報告

(1) サービス連合 櫻田あすか副事務局長より、サービス連合の現状と、男女平等参画の具体的な取り組み事例

- ①男女平等参画推進計画シート作成
- ②エンパワーメント研修会の実施
- ③男女平等参画 NEWS の発行について 3 点の取り組みと、今後の課題についての発表があった。

(2) 連合愛知 加納美加男女平等局長より「連合愛知 ACTIONN PLAN AICHI-III・プラスワン行動の取り組みとして、第 3 次男女平等推進計画の進捗状況調査を構成組織・加盟組合に依頼し、その結果のまとめと、今後の取り組みについての発表があった。